

令和2年4月9日

松山市長 野 志 克 仁

松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付要綱をここに公布する。

記

松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業する場合であっても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業に対し、予算の範囲内で、松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有しているもの

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）について、愛媛労働局長の支給決定を受けている者

(3) 市税の滞納がない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以下の額とし、この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 雇用調整助成金の助成率（以下「助成率」という。）が3分の2である者 国の支給決定金額に20分の3を乗じて得た額

(2) 助成率が5分の4である者 国の支給決定金額に8分の1を乗じて得た額

(3) 助成率が10分の9である者 国の支給決定金額に18分の1を乗じて得た額

2 前項の規定による助成金の支給額は、1事業者当たり、100万円を1年間当たりの限度とする。

(交付申請及び交付決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、雇用調整助成金の支給決定から1月以内に、松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し

(2) 雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し

(3) 市税の完納証明書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該交付申請書を提出した助成対象者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第5条 市長は、前条第2項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに助成金の支給を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(交付申請に関する特例)

2 この要綱の施行の日前に第2条第2号に規定する愛媛労働局長の支給決定を受けている者に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「1月以内」とあるのは、「この要綱の施行の日から1月以内」とする。